

# 告 示

埼玉県監査委員告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事、埼玉県教育委員会及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 北 堀 篤

埼玉県監査委員 荒 川 岩 雄

## 1 監査の結果「指摘」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
危機管理 防災部	防災航空 センター	平成 24 年 3 月 2 日 (第 2368 号)	平成 22 年 11 月の「航空用携帯型無線機購入」(735 千円)の契約事務について、次の点で不適切であった。 1 無線機の納入のほか、電波法に基づく無線局開設申請手続き(免許状の交付)の代行を含め、平成 23 年 1 月 24 日を履行期限としたが、免許状は 4 月 11 日に交付されており年度を越えていた。 2 免許状交付が 4 月 11 日であったにもかかわらず、履行前の 4 月 7 日付の請求書を受理し、1 月 24 日付けで検査確認を行い支出していた。	契約の進捗状況を適宜確認するなど、契約が適切に履行されるよう進行管理に努めるとともに、再発防止のため、自己検査において「債務の履行確認」を重点検査項目とし検査を実施することとした。 また、検査確認の際には、履行内容に不備や漏れがないよう仕様書等の関係書類に基づく確認を徹底するとともに、支出命令の決裁時においても、再度、履行完了日、検査確認日、請求日が適正かどうかの確認の徹底を図った。
産業労働 部	中央高等 技術専門 校	平成 24 年 3 月 2 日 (第 2368 号)	平成 22 年度の「平成 24 年度生募集用入校案内の印刷」(285 千円)について、納品日及び検査確認が平成 23 年 4 月 27 日であったにもかかわらず、平成 22 年度歳出予算から執行したことは、不適切であった。	契約の適切な進行管理を図るため、発注計画の見直しを行い、余裕を持ったスケジュールに改善した。 また、再発防止のため、監査結果を所内職員へ周知し、埼玉県財務規則等の関係諸法令を十分確認するよう徹底した。

## 2 監査の結果「注意」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
警察本部	岩槻警察 署	平成 23 年 12 月 16 日 (第 2348 号)	平成 22 年 9 月に廃プラスチック類の産業廃棄物処理(50 千円)を実施したが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定された書面による委託契約を締結しなかったことは、不適切であった。	今後、業務の遂行に当たっては、関係法令を順守し、担当者や決裁者が関係法令をよく確認するようにするとともに、職員への周知・徹底を図った。 また、財務事務担当者研修を開催して、事例検討を行うなど、

				財務事務関係法令の知識を高める取組を行った。
警察本部	行田警察署	平成 23 年 12 月 16 日 (第 2348 号)	平成 22 年度の修繕の契約事務について、次の点で不適切であった。 1 平成 22 年 7 月 28 日付けで自動ドア扉交換修繕 (289,800 円)、8 月 6 日付けで自動ドアセンサー交換修繕 (210,000 円) の見積書を各々徴取し、修繕した。2 件の修繕は、施工日、施工場所、施工業者が同一であり、一括発注とすべきであったが、個別に発注した。 2 平成 22 年 9 月に空調冷温水発生器修繕 (136,920 円) を行った。契約金額が 10 万円以上であり、複数の相手から見積書を徴取すべきところ、1 者のみであった。	再発防止のため、複数の職員によるチェック体制を強化するとともに、 1 同時に発注が可能な修繕については、一括で発注することとした。 2 執行予定額により適正な手続を行うため、埼玉県財務規則をよく確認することとした。 また、効率的な予算執行に配慮した財務事務の徹底についての通知を発出し、その徹底を図るとともに、財務事務担当者研修を開催して、事例検討を行うなど、財務事務関係法令の知識を高める取組を行った。
総務部	本庄県税事務所	平成 24 年 3 月 2 日 (第 2368 号)	平成 23 年 2 月に本庄地方庁舎の「給水施設揚水ポンプ取替修繕」(514 千円) を実施した。予定価格が 50 万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかったのは不適切であった。	再発防止に向け、監査結果を所内職員に周知するとともに、事務処理に当たって、埼玉県財務規則等関係規程を確認するよう徹底した。 また、事務手続きの際には、出納総務課作成の審査のチェックポイントを起案に添付することで、決裁ライン職員のチェック体制の強化を図った。
環境部	環境科学国際センター	平成 24 年 3 月 2 日 (第 2368 号)	平成 22 年 11 月の「蛍光 X 線分析装置修繕」(578 千円) 及び平成 23 年 8 月の「多項目水質計に係る賃貸借契約」(630 千円) について、予定価格を決定するため事前に参考見積書を徴取したが、そのまま正規の見積書として契約を締結していたのは、不適切であった。	再発防止に向け、監査結果を職員に周知するとともに、契約事務を執行するに当たっては、埼玉県財務規則等関係規程を確認するよう、センター内の職員に周知・徹底した。 また、出納総務課作成のチェックシートを活用し、担当者及び決裁ライン職員が各自確認するなどチェック機能を強化・徹底した。
福祉部	中央児童	平成 24 年 3 月 2 日	平成 23 年度の L P ガスの単価契約 (294 円 / m <sup>3</sup> ) を締結した。	単価契約を締結した支出については、担当者及び決裁者が、

	相談所	(第2368号)	同年10月の職員予備監査で誤りを指摘されるまで、4月から9月までの請求書が前年度単価(262.5円/m <sup>2</sup> )で積算されていたことを看過し、そのまま支出していたことは不適切であった。	個々に契約書と請求書の内容を突合することとした。 また、契約の相手方には、請求書に単価を明記してもらうこととした。 さらに、職場会議等を通じて、財務事務の適正な執行に努めるよう職員に周知徹底を図った。
保健医療部	草加保健所	平成24年3月2日 (第2368号)	平成23年3月に消耗品(108千円)を購入したが、契約金額10万円以上であり、2者以上から見積書を徴取すべきところ、1者のみであったことは不適切であった。	再発防止のため、監査結果を全職員に周知するとともに、埼玉県財務規則等関係法令の再確認を行い、情報の共有化を図った。 また、契約事務手続きにおいては、担当職員、決裁ラインの職員が自己検査の手引とチェックシートで各自チェックすることを徹底した。さらに出納員が審査のポイントから最終チェックすることとし、点検体制を強化した。
産業労働部	職業能力開発センター	平成24年3月2日 (第2368号)	委託訓練募集案内のパンフレットを平成22年度は年間23種類、平成23年度も9月末までに20種類印刷している。 月毎に複数種類のパンフレットを、それぞれ3者による見積合せで随意契約しているが、各々の見積日、納入期限、納品日は同一若しくは近接しており、また、契約相手方は年間を通じて同一であった。 一括して発注することにより、金額の低減が見込める。効率的な予算執行の観点から、一括発注すべきであった。	同時に発注が可能な印刷物については、一括で発注することとし、通年の発注見込み量を基に、単価契約として一般競争入札で実施するよう改めた。 また、契約事務の適正な運用を図るため、所内会議で監査結果を職員に周知するとともに、埼玉県財務規則等の関係諸法令を十分確認の上、手続きを進めるよう徹底した。 さらに、財務事務の執行に当たっては、財務に関するチェックシートを活用し、担当職員が自己チェックを行うとともに、決裁ラインにおけるチェックを徹底するよう改善した。
県土整備部	行田県土整備事務所	平成24年3月2日 (第2368号)	平成23年2月に「道路安全施設工事(トイレ修繕工事)契約」(2,079千円)を締結した。契約書に契約保証金の納付を規定していたが、納付させなかったことは不適切であった。	契約保証金取扱いチェック表を定めて支出負担行為決議書起案の前に、各担当で「契約保証の内容確認」を行うこととした。 また、支出負担行為決議書の決裁に総務担当副所長を新たに加え、適正な財務事務の執行体制を整えた。 なお、所内会議において、職員に対し上記の事務処理の周知徹

				底を行った。
都市整備部	大宮公園事務所	平成 24 年 3 月 2 日 (第 2368 号)	平成 23 年度の「ポート池護岸修繕」(総額 5,490 千円)は、1 件の契約額が 100 万円未満となるよう 6 件に分割し契約していたのは不適切であった。 うち 4 件と 2 件は各々見積日、契約日が同一であり、契約相手は全て同一であった。	同時に発注が可能な工事等については、一括で発注することとした。 また、職員全体会議等を通じ、財務規則等の諸規程にのっとり適正な事務処理を行うよう職員に対して周知徹底した。
教育局	小鹿野高等学校	平成 24 年 3 月 2 日 (第 2368 号)	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金に係る口座から生じた預金利子は、速やかに払い込むこととされているが、次のとおり連続して年度を越えるなど、著しく払い込みが遅延していたことは不適切であった。 1 平成 21 年 2 月分、同 8 月分などの預金利子の払い込みが、平成 22 年 2 月 17 日と最大 1 年余り遅延していた。 2 平成 22 年 8 月分などの預金利子の払い込みが、平成 23 年 8 月 31 日と再度 1 年余り遅延していた。	再発防止のため、職場会議を行い、職員に対して適正な事務処理を実施するよう周知徹底した。 また、利息の発生月には、必ず記帳により確認をするとともに、預金利子の払い込み遅延を防止するため、チェックリストを作成し、通帳の保管場所に明示するなど、事務長をはじめ複数の職員が確認できるよう管理体制の強化を図った。
教育局	戸田翔陽高等学校	平成 24 年 3 月 2 日 (第 2368 号)	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金に係る口座から生じた預金利子は、速やかに払い込むこととされているが、平成 18 年 8 月分のほか 5 年分の預金利子を、平成 23 年 8 月 16 日に一括して払い込むなど、著しく払い込みが遅延していたことは不適切であった。	再発防止のため、職場会議を行い、職員に対して適正な事務処理を実施するよう周知徹底した。 また、利息の発生月には、必ず記帳により確認をするとともに、預金利子の払い込み遅延を防止するため、チェックリストを作成し、通帳の保管場所に明示するなど、事務長をはじめ複数の職員が確認できるよう管理体制の強化を図った。
教育局	八潮高等学校	平成 24 年 3 月 2 日 (第 2368 号)	平成 23 年 2 月に「産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約」(80 千円)を締結した。契約書において、産業廃棄物の排出数量 690kg を、500kg と誤記したため、本来、誤記の部分を加除訂正すべきであったが、「5」を「6」に、「0」を「9」に書き	再発防止のため、事務処理の基本を関係職員へ周知徹底した。 また、検査時には事務長をはじめ複数の職員で契約書類を確認するなどチェック体制の強化を行った。

			<p>換えたのは、不適切であった。</p>	
教育局	上尾特別 支援学校	平成 24 年 3 月 2 日 (第 2368 号)	<p>平成 22 年度の「発電機排煙ダクトキャンバス取替他修繕」(303 千円)と「電気室デマンド式電流計交換他」(123 千円)の 2 つの修繕は、同日に各々見積合せにより随意契約している。</p> <p>同種の電気工事であり、一括して発注することにより金額の低減が見込める。効率的な予算執行の観点から一括発注とすべきであった。</p>	<p>校長より、監査後直ちに監査結果を関係職員に周知し、同時に発注が可能な工事等については、一括で発注することとした。再発防止のため、年間の工事発注予定リストを作成し、定期的を確認、見直しを進めながら、担当者及び決裁ライン職員が、決裁回議の際に他の同種工事の確認ができるようにした。</p>
警察本部	上尾警察 署	平成 24 年 3 月 2 日 (第 2368 号)	<p>平成 22 年度の業務委託の契約事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 独身寮の排水管(49 千円)と受水槽(63 千円)の清掃業務を発注したが、各々の見積日、契約相手方は同一であった。同種の給排水清掃であり総額で 10 万円以上となることから、一括して発注し 2 者以上から見積書を徴取すべきであった。</p> <p>2 「庁舎トイレガラリ清掃点検業務」(92 千円)、「庁舎雑排水管等清掃業務委託」(462 千円)について、数日のうちに一者随意契約又は見積合せにより業者を決定していたが全て契約相手方は同一であった。</p> <p>同種の給排水等清掃業務であり、金額の低減が見込める内容である。効率的な予算執行の観点から一括発注とすべきであった。</p>	<p>効率的な予算執行が見込める業務委託については、一括で発注することとしたほか、執行予定額により適正な手続を行うため、埼玉県財務規則をよく習得するようにした。</p> <p>また、効率的な予算執行に配意した財務事務の徹底についての通知を発出し、その徹底を図るとともに、財務事務担当者研修を開催して、事例検討を行うなど、財務事務関係法令の知識を高める取組を行った。</p>